

## 内閣府本府政策評価基本計画

平成 29 年 3 月 24 日  
内閣総理大臣決定  
平成 30 年 4 月 5 日  
一部改正

本基本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 6 条の規定に基づき、政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、内閣府本府が実施する政策評価の実施に関する方針、実施体制等について定めるものである。

平成 13 年 1 月の中央省庁等改革により導入された政策評価制度は、政策の効果等に關し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うこととに資する情報を提供するものである。

内閣府本府においても、制度の趣旨を踏まえ、以下の目的を念頭に置きながら、評価法、基本方針及び本基本計画で定める要領により政策評価を実施することとする。

- ① 国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底する。
- ② 国民本位の効率的で質の高い行政を実現する。
- ③ 国民的視点に立った成果重視の行政の実現を図る。
- ④ 内閣府本府における政策相互の適切な連携・融合を一層推進する。

なお、本計画における「政策」とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案する行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの」（評価法第 2 条第 2 項）であり、以下で定義される「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」すべてを指すものである。

「政策（狭義）」：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

「施策」：上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策（狭義）」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。

「事務事業」：上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

### 1 計画期間

平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間とする。

## 2 政策評価の実施に関する方針

内閣府は、「内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けること」に加え、「男女共同参画社会の形成の促進」、「市民活動の促進」、「沖縄の振興及び開発」、「北方領土問題の解決の促進」、「災害からの国民の保護」、「政府の施策の実施を支援するための基盤の整備」、「経済その他の広範な分野に関する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保」及び「内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行」等の任務を担っている。

内閣府本府としては、これらの任務を達成するために行う内閣府本府の事務のうち政策評価の対象とされている内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項各号に規定する事務（評価法第2条第1項第2号に規定する機関の行う事務に関するものを除く）全般について政策評価を実施する。なお、内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けるために行う内閣府設置法第4条第1項及び第2項に定める事務については、そもそも政策評価制度が内閣の統轄機能を補完するものであり、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる行政機関において行うものであることから、評価法において政策評価の対象とされていないところであるが、引き続き事務の効率化に取り組む。

政策評価に当たっては、政策の特性等に応じて、基本方針に定める「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。

## 3 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、以下の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択し、総合的に評価する。また、国民の目から見て分かりやすい評価内容とすべき旨留意する。

### ① 必要性

政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかを明らかにする。

### ② 効率性

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにする。

### ③ 有効性

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにする。

### ④ 公公平性

行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、又は分配されるものとなっているかを明らかにする。

⑤ 優先性

他の観点を踏まえて当該政策が他の政策よりも優先すべきかを明らかにする。

⑥ 関係部局間の連携

当該政策について、関係部局間における十分な連携が図られた上で実施されたものかを明らかにする。

⑦ 他の評価スキームとの連携

「行政事業レビュー」等の他の評価スキームとも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

⑧ 政策評価の政策への反映

当該政策を実施するに当たり、過去に実施した政策評価で判明した課題への対応が十分図られているかを明らかにする。

#### 4 政策効果の把握に関する事項

統計等を積極的に利用して証拠に基づく政策立案（E B P M）を推進する観点から、定量的な評価手法の開発を進め、できる限り具体的な指標・数値による定量的な評価手法を用いるよう努める。定量的な評価手法の適用が困難である場合又は客観性の確保に結び付かない場合等においては、定性的な評価手法を適用するものとして、その際にも客観的な情報・データや事実に基づくものとする。

加えて、国民の目から見て分かりやすい評価内容とするため、国民生活への具体的な影響を可能な限り明らかにするよう努める。

#### 5 政策評価の実施体制に関する事項

##### (1) 実施体制

政策評価に当たっては、政策評価を担当する大臣官房に置かれる総括整理職の下、大臣官房政策評価広報課（以下「政策評価広報課」という。）、各部局の総務課等（以下「政策評価担当課等」という。）、個別の政策を所管する課等（以下「政策所管課等」という。）及び調整部局（予算、法令、組織・定員、税制その他政策の企画立案に関する内閣府本府全体の調整を担当する部局をいう。以下同じ。）が、相互に連携を図りながら、以下のような役割分担により行うものとする。なお、政策評価広報課、政策評価担当課等は、必要に応じ、それぞれ、内閣府本府の政策の横断的評価、部局内の政策で複数の政策所管課等にまたがる政策の評価を行うものとする。

① 政策評価を担当する大臣官房に置かれる総括整理職の役割

内閣府本府における政策評価の総括整理

② 政策評価広報課の役割

ア 基本計画及び事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）の策

## 定等政策評価に関する基本的事項の企画及び立案

イ 政策評価の結果等を記載した評価書及びその要旨（以下「評価書等」という。）  
の案の審査及び取りまとめ

### ③ 政策評価担当課等の役割

ア 部局内における政策評価の取りまとめ

イ 評価書等の案の審査

ウ ア及びイに掲げるもののほか部局内の政策評価の総括

### ④ 所管する政策に関する政策所管課等の役割

ア 政策評価の実施

イ 評価書等の案の作成

### ⑤ 調整部局の役割

必要に応じて政策評価広報課と相互に連携・協力

## （2）その他

① 政策評価担当課等及び政策評価広報課は、評価の客觀性、評価手法の適正性、評価内容の妥当性、国民に分かりやすいものとなっているかなどの観点から評価書等を審査する。さらに、政策評価広報課は、内閣府本府における政策相互の整合性・連携がとれているかという観点にも留意する。その過程で、必要に応じ、政策評価担当課等は政策所管課等に対し、政策評価広報課は、政策評価担当課等及び政策所管課等に対し説明を求め、意見を述べることができるものとする。

② 内閣府本府内において「内閣府本府政策評価委員会」を開催し、内閣府本府の政策評価に関する重要事項について審議する。

## 6 事前評価の実施に関する事項

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として的確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から行うものとする。

## （1）評価方式

事業評価方式を基本として、当該政策の特性等に応じて適切な方式を用いるものとする。

## （2）評価対象

評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。

## （3）規制に係る政策評価

規制の新設又は改廃を目的とする政策の事前評価は、評価法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第6号に規定される政策を対象として、規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成19

年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「規制に係るガイドライン」という。)に基づき実施する。また、それ以外の規制に係る政策についても、基本方針に基づき積極的かつ自主的に評価を行うよう努めるものとする。

(4) 租税特別措置等に係る政策評価

租税特別措置等(国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等をいう。以下同じ。)に係る政策の事前評価は、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象として、租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「租税特別措置等に係るガイドライン」という。)に基づき実施する。また、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、基本方針に基づき積極的かつ自主的に評価を行うよう努めるものとする。

(5) 実施の要領

事前評価(規制及び租税特別措置等に係る政策の事前評価を含む。以下同じ。)の対象となる政策については、調整部局、政策評価担当課等及び政策所管課等と協議の上、政策評価広報課が決定する。政策所管課等は、予算要求、規則・制度の新設、租税特別措置等の新設・拡充又は延長の要望の前に、「5 政策評価の実施体制に関する事項」で定めた実施体制の下、評価を行う。

## 7 事後評価の実施に関する事項

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

(1) 評価方式

総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。

(2) 評価対象

内閣府本府における主要な行政目的に係る政策全般を事後評価の対象とし、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策及び評価方式等については、評価法第7条に規定されている実施計画で定めるものとする。

(3) 規制に係る政策評価

事前評価を実施した規制に係る政策を対象として、規制に係るガイドラインに基づき事後評価を行う。また、それ以外の規制に係る政策についても、基本方針に基づき積極的かつ自主的に評価を行うよう努めるものとする。

(4) 租税特別措置等に係る政策評価

法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象として、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき事後評価を行う。また、その他の

税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、基本方針に基づき積極的かつ自  
主的に評価を行うよう努めるものとする。

#### (5) 実施の要領

事後評価（規制及び租税特別措置等に係る政策の事後評価を含む。）の対象となる  
政策及び評価方式等について、政策評価広報課は、毎年度、実施計画を作成する。  
政策所管課等は、この実施計画に基づき、「5 政策評価の実施体制に関する事項」  
で定めた実施体制の下、評価を行う。

### 8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために、政策の特性に応じて学識経  
験を有する者の知見の活用を図る。各政策所管課等は、その所掌する政策の特性に  
応じ、①学識経験を有する者からの個別の意見聴取、②学識経験を有する者により  
構成される研究会等の開催、③外部研究機関等の活用、④既存の審議会等の活用等  
を行うものとする。

政策評価を所掌する大臣官房審議官は、政策評価の質の向上を図るために、学識  
経験を有する者から成る懇談会を開催し、意見を聴取するものとする。

### 9 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項

政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要  
求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設又は改廃、各種中長期計画  
の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結  
果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果  
と「行政事業レビュー」等の他の評価スキームの結果が、双方向に活用されるよう  
に努める。

政策評価の結果の政策への反映に関する具体的な役割分担は以下に定めるものと  
する。

- ① 政策評価担当課等及び政策所管課等は、政策の企画立案に当たって政策評価の  
結果を適切に反映する。調整部局は、予算要求等の審査や「行政事業レビュー」  
等に際し、政策評価の結果を重要な情報として活用する。
- ② 政策評価広報課は、政策評価の結果の反映、活用について、政策評価担当課等、  
当該所管課等及び調整部局に対し必要に応じ意見を述べる。
- ③ 政策評価担当課等及び政策所管課等は、当該政策への反映状況を政策評価広報  
課へ報告する。政策評価広報課は、報告を受け、政策評価の結果の政策への反映  
状況を取りまとめる。

また、内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に関  
係する政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企

画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。

## 10 政策評価に関する情報の公表に関する事項

政策評価広報課は、決定された基本計画及び実施計画並びに取りまとめた評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況について、速やかに公表するものとする。公表に当たっては、インターネットのホームページへの掲載、窓口での配付及び報道機関への配布等国民にとって容易に入手できる方法でかつ分かりやすい形でこれを行うものとする。また、政策評価担当課等及び政策所管課等は、外部からの検証を可能とするため、政策評価を行う過程において使用した資料を適切に保存するものとする。

また、学識経験を有する者から成る懇談会については、議事要旨、議事録、会議資料を公表するとともに、会議は原則公開するものとし、一般傍聴を可能とするここととする。

## 11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

### (1) 評価方法の改善について

内閣府本府の所掌事務については、政策評価手法の開発等への一定の努力をおこなってきたところではあるが、未だなお政策評価手法が十分に確立していない分野が多いことから、今後、政策評価広報課を中心に、評価手法等の調査研究を進めるとともに、政策評価を担当する人材の養成のための研修、その他必要な方策を講じることにより、政策評価手法等の改善を図っていくものとする。また、政策評価手法等について国民から寄せられた意見・要望についても、その改善に積極的に活用するものとする。

### (2) 外部からの意見・要望の受付について

政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付けるものとする。

### (3) 本基本計画の改定

本基本計画は、計画期間内であっても、社会情勢の変化等必要に応じ改定を行う。